

平成30年第13回教育委員会定例会
(7月5日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年7月5日(木)午前10時14分から午前11時11分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	樋口 清秀
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	未廣 照純

説明のために出席した事務局職員

事務局次長	田中 充
庶務課長 兼事務局副参事	小澤 隆
学務課長	山田 安宏
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 生涯学習課

ア 台東区指定生活文化保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成30年第2回区議会定例会一般質問について

(2) 指導課

イ 中学生進路フェアの実施について

3 平成30年8月の行事予定について

4 その他

午前10時14分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第13回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については、許可いたします。

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 生涯学習課 ア

矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

はじめに、生涯学習課のアについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、台東区指定生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料1でございます。

平成20年3月に襖引手作りとして、生活文化財に指定し、技術保持者として認定いたしました、堀口宏氏が、平成30年3月19日にお亡くなりになりました。つきましては、文化財保護条例第10条第1項及び同施行規則第8条第3号に基づきまして、区民文化財台帳登録指定の認定解除をいたします。

また、生活文化財保持者として、区の文化振興・発展に寄与していただいた功績により、ご遺族に感謝状を贈呈したいと思います。

感謝状の文案につきましては、資料裏面のとおりでございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 こういう生活文化財、非常に重要な技の伝承に役に立つことだと思いますので、感謝状を差し上げることも是非やっていただきたいと思いますが、後継者の方とか、この技自体は、今後どのようになっていきそうな感じなのでしょうか。

生涯学習課長 指定当時、後継者についても保護審議会の中で確認をしておりますので、その当時、若い方で、最近お弟子さんになったということだったので、それから8年ほどしかたっていないということで、今後どうなるかというところは再調査ということになると思います。

樋口委員 この方のその作品の映像とか何か残す活動をしていますか。

生涯学習課長 文化財を指定されたときに、台東区の文化財ということで、実際にど

ういったお仕事をされているのかというところで、写真を取って、文化財の資料としておりますので、それを引き継いでいく形にはなるかと思えます。

矢下教育長 動画とかあるのでしょうか。写真だけではなくて。

垣内委員 動画で撮ることが多いですよ。どうやって作っているかとか。後継者に技をトレーニングで教えるという、伝承するというのもあるんですが、そういう方がいらっしゃらないこともあるし、途中でやめるかもしれないので、選定技術の保存ということで、たしか記録は動画で撮っています。国は少なくともそういう形になっているので、ぜひご検討ください。

樋口委員 これは念押しですが、少なくともこの方がいらっしゃったというのは一つの財産ですので、この方がどういう技術をお持ちかということでの動画というのは非常に後継の技術継承には非常に必要だと思います。この技術継承が、この地においてとても重要だと思うから、その後継者がもしいらっしゃる場合には、一世代、二世代後でこういうものをやろうということが出たときには必ず動画でもって勉強するしかないということもありますので、必要かなと思いますね。

矢下教育長 それでは、生涯学習課のAについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のAについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、平成30年第2回区議会定例会一般質問について報告をさせていただきます。資料2をごらんください。

一般質問は6月11日に行われ、3名の委員から教育に関する質問を受けたところでございます。恐れ入りますが、資料の3ページをごらんください。

太田議員から、まず1点目、文化の力による観光と産業の振興について、教育現場での意識の高揚ということで、江戸ルネサンス事業について、区内にある歴史的な価値を有する物を生きた教材として活用することにより、教育現場において、児童生徒の意識の高揚を図るべきとのご質問をいただいています。

教育長答弁といたしましては、未来を支える子供たちが江戸に学び未来を拓くために、台東区の文化は継承され発展し、現代に息づいていることを改めて理解させ、一層の意識の高揚を図ることは重要であると。そこで、校園長に対しましては、校園長会役員会において、江戸ルネサンス事業に関する区長の講演資料を配付し、説明するとともに、子供たちに対しては、各校園独自の魅力ある教育活動や、学びのキャンパスプランニ

ングの活用により、台東区の歴史的文化やそれを受け継いでいる地域住民との関わりを生かした体験活動を実施しているということと、教育委員会といたしましては、今後もこれらの取組みの充実を図っていくということで、答弁をさせていただきました。

続きまして、太田議員2点目、教員の働き方改革につきまして、教員の働き方改革のためには、教員の増員がベストであると考えている。国や東京都に働きかけ、教員資格を持った人員を配置することにより、学校独自でも改革を進めやすくなる環境を整備すべきと考えるがどうかというご質問でございました。

答弁といたしましては、現在教育委員会では、学校に対し、補助要員の配置、教育以外の専門的な知識を有する人材の配置を行っており、また出張の回数を減らす取り組みや、各種報告書の書式の簡素化など、すぐに改善できることについては、速やかに着手しているところである。

また、教員の働き方改革プラン策定委員会を立ち上げ、教員の増員が各校独自に働き方改革に向けて取り組める極めて有効な手段であると認識しているため、改めて他区とも連携し、機会を捉えて国や東京都に対し働きかけをしていくということで答弁をさせていただきました。

4ページをごらんください。伊藤萬太郎議員から、緊急保育室の設置についてご質問をいただいております。

保育所の待機児童ゼロを目指していくため、期間限定の緊急保育室を更に拡大すべきということで、上野公園などの公有地で保育室を設置したらどうかということと、区立公園の中で、緊急保育室の設置を検討すべきというご質問でございました。

答弁といたしましては、これまでも様々な手段で施設の整備を進めてまいりました。その中で、学校跡地等を活用し、緊急に期間限定の保育室も開設をしてまいりました。

ご提案の公有地の活用については、これまでも東京都と協議をしてきたところでありますが、さらに働きかけをするとともに、区立公園のみならず、他の区有地を含めて緊急保育室の整備の可能性について、改めて検討していくという答弁をさせていただきました。

最後、青鹿議員でございます。小中学校における安心な校庭・屋上の整備についてということで、学校の校庭について、校庭舗装の傷みが目立つ学校が増えてきたと感じているということと、中学校では校庭・屋上の安全安心の確保が重要だということで、子供たちの安全安心を図るためには、必要な箇所は速やかに修繕、あるいは大規模改修ではなく、修繕計画を立てて、早期に対応すべきということのご質問でございました。

答弁といたしましては、経年劣化から生じる傷み等につきましては、日常点検や定期点検により、各校の実態を踏まえ、応急的な補修や、計画的な全面改修を行うとともに、大規模修繕などにおいても改修を図ってきたところでございますが、部分的な対応が必要な場合は速やかな改修を行うとともに、全面改修などが必要な場合については、小中学校と連携を図りながら、計画的に適切な整備に取り組むことにより、子供たちの安全

安心を確保してまいりますということで、答弁をさせていただいたところでございます。報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 教員の働き方改革についての、いわゆる現場からの調査はどういう状況になっていますか。

指導課長 1月に区教員にアンケート調査を実施しまして、この後、委託会社に集計・分析をお願いする予定でございます。

樋口委員 これから委託をすると。

指導課長 はい。

高森委員 同じく働き方改革についてですが、昨今、国会でいよいよこの法案が通ったということで、動き始めると聞いています。よく言われているのが、『働かせ方改革』でもないし、『働かせない改革』でもないし、やはり『働き方改革』であって、先生方には応分の職能を発揮していただいて、お仕事に励んでいただきたいという思いがあります。最近気になっていることが一つありまして、高度プロフェッショナルの件です。先生方というのは、基本的に私は高度プロフェッショナルだと思っています。高度プロフェッショナルだとすると、時間的な制約もなくなってしまうのかという懸念があるのと、学力向上推進ティーチャーやスーパーティーチャーの職能というのは高度プロフェッショナルに該当するのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

指導課長 高度プロフェッショナルの定義と解釈にもよるかと思いますが、確かにスーパーティーチャーを受講した教員は、そのジャンルにおける専門的な知識・技能を有するという事は確かだと思います。また、学力向上推進ティーチャーにつきましては、教員免許を持っている者が教員の補助をするということですので、教員免許を持っているということをもって高度プロフェッショナルと考えるのかどうかというのは、解釈の仕方になるかなと思います。

高森委員 わかりました。

末廣委員 この働き方改革のところで、教員の増員が非常に効果的だというお話がありますが、そういう方向に都はある程度動いているのでしょうか。

指導課長 この件につきましては、23区の室課長会でも東京都に要望を上げると同時に、東京都も国に対して、要望は上げていくと聞いています。

矢下教育長 ただ、議論の中で太田議員が言っていたように、やはり先生が増えることが大事だよねと言うのが、思いですよ。

樋口委員 今のこの状況だと、やはり先生が増えないと本当に大変なことになりますし、まさに前回、前々回の教育委員会の時に申し上げましたれども、アクティブラーニングということを、教育の主眼に据えるなら、教員は相当準備をしなければいけないので、準備をする一方で、クラブ活動をやり、その業務の報告もありという話ならば、やっぱりどこかで誰かが、少なくともアクティブラーニングの準備は他人に任せるわけにはい

かないので、そのクラスを持っている以上は、これは絶対準備しなければいけない。その時間を確保しなければいけないと思います。

指導課長 まず、部活動については、学習指導要領に、教育活動の一環であるというふうに明記されていることから、やはり、教員の関わりというのが、出てくるだろうと思います。ただし、委員がおっしゃいましたように、これからの新しい学習指導要領に向けた授業に向けて、授業準備はもちろんですが、授業が終わった後の子供たちのみとりや評価の時間というのも、やはり必要になってくるということから、やはりそこに教員の時間を充てることを考えたときに、教員という専門性がなくてもできる作業を、例えばやる人材を置くであるとか、あるいは、教員が今まで担っていたけれども、専門性のある人材を配置することにより、その負担を軽減するであるとか、そういう意味で、業務量の軽減というものは、やはり考えていかなきゃいけないと思います。

末廣委員 今のお話で、業務量の軽減という方向で、今ある程度そういう方向に進んでいるところはあるのですか。

指導課長 2校において、スクールサポートスタッフという者が配置されますので、この効果については注視していきたいと思っております。

あとは、これから働き方改革の策定委員会がありますので、その中で、業務量を減らすための視点、人員体制を確立する視点、管理職を含めた教員の意識改革の視点という3つの視点を意識しながら進めていきたいと考えているところでございます。

高森委員 今、樋口委員がおっしゃったように先生方が増えることが一番いいのですが、少子化の時代ですから、子供たちの数もだんだん減ってきますし、当然その子供たちが職業として教員を選ぶという、その選択も減っていく時代が来ると思うのです。そうするとなかなか教員の人材確保は、難しい問題であると思います。

一方で、今ご説明のあった、事務的な職員を増やしていく方法は、これは逆にやりやすいかなという気はしましたが、それこそ私立学校はどうでしょうか。教員の数と職員の数の割合はどのようになっているのでしょうか。

末廣委員 学校によっても大分違うと思うのですが。

高森委員 同じ職員室の中で多くの人間が働くことになるので、業務に支障が出ないように対策を練る必要があると思うのですが、その対策などで今後どのような見直しをお持ちでしょうか。

指導課長 人が増えるというのは、いわゆる教職員間の情報の共有というものが、一つの課題になってくると思います。ただ、これについてはシステム化をすることによりクリアできるかと思うのですが、一番の課題は、管理しなければならない人が増えるということです。これはつまり、管理職、とりわけ副校長の業務が増えるということにつながります。ということは、新たな人材を投入するからには、副校長が今まで担っていた業務の中で他の者が担えるものを、できる人材を投入する必要があることとなります。例えば、やはりスクールサポートスタッフというのはその一つだと思います。副校

長の業務の中には、管理職だからやらなきゃならないという業務はもちろんありますが、実はどの教員にも当てはまらないから副校長がやるという事務作業というのは、相当量ございます。それらが、もしスクールサポートスタッフが担うことができると、副校長は、授業を見ながら育成をするという時間も出てくるかと思しますので、やはりそれは副校長の業務軽減という視点で考えていきたいと思えます。

樋口委員 今、かなり若い人が活躍していて、例えば卓球にしても、パドミントンにしても、将棋にしても、学校名が出ないんですね。やっぱり師匠なんですね。将棋の彼にしたってプロに任せていくと、その才能もどんどん発揮させていく。学校に独占させると、どこかの大学みたいに、コーチとかいう話になるから、今、いろいろなところに行って、才能のある人には、才能の伸ばし方をよく知っている方にお任せし、なおかつ、健全化を図る意味でも、この方についていけば自分たちもある一定のいわゆる自分が持っている能力が発揮できるかもしれないというところでやったほうがいいかもしれません。今の体育の、コーチングの問題も含めて、やる気も含めての指導法というのがあるわけで、それは学校の先生にお任せすると、逆に、俺の命令に従えというところで、間違ったことが、専門家じゃない場合にあるかもしれないので、いずれ共存させていくことから始めていくしかないと思うんですけど。以上です。

垣内委員 部活については、確かにアメリカとかほかの国だと、個人がどこかのレッスン料を払って、学校じゃないところで活動するという仕組みになっていると聞いています。それに比べると、学校で部活という形で、専門的な先生が指導して下さるとするのは、大きな意味があると思えます。一方で、働き方改革にもありますように、それが過重な負担になっているということであれば、そこを何とかカバーしていきたいというふうにも思います。カバーをするときには、やはり、必ず人が関わってきて、それをだれが負担するのかということで、なかなか公的な財政が整わないということであれば、その社会にある資源を活用していくという、ボランティアという発想のレベルだと思うんです。私もボランティア関係は結構いろいろとヒアリングしますが、特に、アメリカがとてもボランティアが進んでいると思えます。ボランティアは、オーガナイズするのに、ものすごくコストがかかるということです。もっと言うと、マニュアルをつくって渡さないと、一定水準、一定の質のサービスが提供できないので、マニュアル化することと、研修をするという、先行投資ですね。それが各団体でやるというと結構難しい。なので、もし台東区で、そういう、積極的に地域の資源とか、地域にいらっしゃる方を学校に協力していただくということであれば、各学校が準備するのではなく、台東区として、その一定のマニュアルというか、必要なテキストになるものをつくる、あるいは、研修をするというようなことをしないと、多分法律的にもよくないし、学校にも負担がかかる。

私は文化の世界しかあまり知らないのですが、多分他のスポーツや教育関係もそうだと思うんですが、ボランティアを活用するためのコストのほうがかかってしまうという

ようなこともよく聞かれています。

大きい組織だと、マニュアルもばっちりできていて、ボランティアのリストもできていて。例えば、誰かが都合が悪くなったときに、次の人に行けるという。それで、同じようなクオリティで、サービスがしかも提供できる。

それはなぜかという、ずっと段階を経て研修をやっているの、その研修が終わったグループがたくさんいるので、一人二人休んでも、次の人に頼める。そこぐらいまで体制が整わないと、なかなか、本当に実践でボランティアを使っていくというのは難しいようなので、台東区全体で一つのプールを作っておいて、派遣していくというようなことも可能かなと思うのですがいかがでしょうか。学校がやった方が小回りが利いて機動力がいいというのであればいいのですが、もしそこでご苦労されているということがあれば、横断的な何かがあった方がいいような気がします。

指導課長 現在、学校には部活動指導員という、ある意味ボランティアですが、報償費を払っている、そういう人材がおりまして、学校は比較的、容易にそういう人材を見つけることができます。この部活動の指導員がついて、顧問は必ず管理上教員がつくんですが、部活動指導員が指導していると、その間は、教員は例えば職員室で作業をしたりというようなことができるということと、やはり、その研修を経ているとかということはないにしても、やはりその種目に関しての経験者であるということから、学校では非常に有効に活用していますので、その体制についても充実を図るなり、あるいは、採用をするなりということは考えていきたいと思えます。

垣内委員 それはもう権限委任ということではできないのですか。顧問の人は学校にいないといけないのでしょうか。

指導課長 現在の制度では、やはり管理顧問という形でも教員がつかないといけないので、学校には居る状態です。

樋口委員 浅草中学の三味線の方とか、あとは忍岡中学校の体育館訓練の柔道・剣道の方々は全くボランティアでやってきて、ここは蓄積があるんですね。そういうところの事例をどういう形で、ほかの学校ないしほかのクラブも適用できるかの話では、非常に有利な状況にあると思うのですが。

指導課長 今出ました二つの事例、浅草中学、忍岡中学校については、むしろ学校がこれを魅力ある教育活動に位置づけて、そこで報償費を支払っているという形ですので、その学校の特色として活用しています。

末廣委員 その部活動も含めて、日本的な教育のあり方だと思います。それは、非常にいいところもあるのですが、基本的に教員の負担が増えるのを前提とした活動でもあると思うのです。さっき指導課長が言われたように、将来的には、やっぱりそういう本来の教育、それはいろいろな範囲がありますけれども、それを考えるのであれば、やはりそういう教員の負担を軽減するような形で考えていかないと、やっぱりまずいのではないかと思います。部活動もいろいろといいところはたくさんあるのですが、顧問の、

部によって、文化的な部活はそれほど負担でもないとか、部によって、いろいろと負担の度合いが違うと思います。

ですが、いずれにしろ時間がそれだけ取られてしまうということで、やっぱり、さっきのお話しじゃないですが、アクティブラーニングの普及と、今まで先生たちがやってこなかったことをまたやらなければいけないという。

そうすると、そのための、授業のために割く時間が非常に多くなる、今までよりも多くなると思うのですね。やはり、基本は授業ですから、その授業にかける時間が増えるような方向で教育委員会も考えなければいけないと思います。

指導課長 まさにそのような形を目指していきたいというふうに思っております。

高森委員 一つ確認しておかなくてはいけない部分があるのですが、先ほどご説明があったように、クラブ活動や部活も学校教育の一環であるということ。生活指導の一環でもあるし、子供たちもその部活の中でしか見せない表情や姿があるわけですよ。そういったところで、先生方は、部活を通して、子供たちの育ちだとか、学びを認識できるような空間、時間があるとしたならば、それを切り離すことが本当にいいのかということも考えなければいけないと思います。ちなみに、この前のアンケートの結果の中で、先生方がこの部活動に対して、部活の意義だとか、目的だとか、そういったことについて語っていらっしゃるような答えはありましたでしょうか。

指導課長 まさにそれらも集計することになるのですが、設問項目の中に部活に関しての、例えば専門的な知識はありますかとか、あるいは部活の時間を減らして授業の準備のほうに充てたいと思いますかというような、部活の技量に関する設問や部活の時間の使い方に関する設問もございますので、そこで明らかになってくるかとは思いますが。

ただ、高森委員がおっしゃいましたように、今のところは、やはり部活動にも教育的な意義があるという認識に立っているのは確かなところであり、それを急転換するというのは、今現在では現実的な考えではないというふうには考えてはおります。

樋口委員 状況の変化によって我々は考えなければいけない。

高森委員 やり方はいろいろあると思うのですが、その学校でできることには、やはり限界があります。ただ、子供たちは選択することはできるわけです。学校で行われているクラブ活動以外の、外部の団体が行っているクラブに入るということもできる。例えば教育委員会で、野球をやれるサークルをつくるとか。ですから、区内の小学校や中学校の生徒達一同を集めて、この時間帯のこの曜日は野球ができますよ、クラブ活動を外でやりますよというような仕組みをつくってあげれば、今所属している学校で部活がなくてもそこに行ってやればよいというような仕組みもできると思うのです。限界があるものに対して、余りいろいろと要求をするのはこれはよくないことだと思いますから、その限られた環境の中で部活動を続けていけばいいし、できないことであれば、ほかにまた違う環境をつくって、設定してあげればいいのかと思います。何かいろいろな工夫をこれからしていただきたいなと思いますので。

矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおりご了承願います。

(2) 指導課 イ

矢下教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 それでは、中学生進路フェアの実施について、ご説明いたします。資料は3でございます。

項番1、目的です。台東区内の中学生とその保護者を対象に、中学校卒業後の進路について考える機会を提供するものでございます。

項番2の実施概要でございます。台東区内の中学生とその保護者を対象に、公立・私立高等学校、専修・専門学校等上級学校がそれぞれのブースにおいて、説明会を実施するものです。台東区立中学校PTA連合会に事業の実施を委託しております。

なお、本事業は、平成28年度より、組織改正に伴い、指導課に事業が移管されております。

項番3の日時・場所については記載のとおりでございます。

項番4、周知方法でございますが、区立中学校生徒には、各校PTAから中学校を通じてリーフレットを配付しております。また、区公式ホームページにも掲載し、広くご案内を申し上げます。

項番5、昨年度の状況でございます。昨年度は記載の日時で、同じ場所で実施されました。参加校、団体数は152、来場者数は1,242人で、その内生徒は890人、保護者は352人になっております。

資料2、今年度のリーフレットを2枚目に添付しております。裏面が今年度参加校の一覧となっておりますので、後ほどごらんください。

報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 以前、区立中学校のPTA連合会の保護者の方々と懇談をした時に、この進路フェアには、かなり財源が必要だという話を聞いたことがあります。その財源確保については、今はどういう仕組みになっているのでしょうか。

矢下教育長 教育委員会の事業ですよ。

高森委員 教育委員会の事業なのですね。

矢下教育長 それで、お願いをしてやっていただいている。

高森委員 そうすると、この会場費等のもろもろの財源というのはどのようになっているのでしょうか。

指導課長 まず会場使用料として、32万3,400円を計上しております。また、実施委託として、41万3,930円。これは、PTA連合会から、各高等学校などにご案内の郵送や、あるいはご返信をいただいたりするものです。残りの多くは、会場のパーティション、いわゆる区切りの部分ですね。パーティションで費用を使用しているという実態でございます。

高森委員 パーティションは会場費に入るのですか。

指導課長 会場使用料は32万3,400円で、それはもう、会場の使用料です。それとは別途、パーティションを1枚いくらかというふうに加算されていきます。

高森委員 それは、区のほうからの出すのですか。

指導課長 はい。区のほうで出します。

高森委員 では、PTA連合会が負担をするものはないのですね。

指導課長 指導課のほうで全て予算化しています。

樋口委員 参加される高校は、参加費ゼロですか。

指導課長 はい、参加費はゼロでございます。

矢下教育長 それでは、指導課のイについては報告どおり了承願います。

3 平成30年8月の行事予定について

矢下教育長 次に、8月の行事予定について、庶務課長の報告をお願いします。

庶務課長 8月の行事予定でございます。資料4をごらんください。

教育委員会定例会は2日と20日でございます。そのほか記載のとおり、夏期ラジオ体操会、第21回夏パラバレーボール選手権大会、国際理解重点教育の海外派遣団の出発式、区民体育祭、夏期ラジオ体操反省会と、各教育委員の先生方のご出席とご挨拶をお願いしているところでございます。

よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、行事予定については、報告どおり了承願います。

4 その他

矢下教育長 その他、何かございますか。

樋口委員 2点ありまして、一つは、先日起こりました、御徒町台東中学校の扇風機の落下について、その原因と、事後対策について聞きたいのですが。

庶務課長 それでは、私の方から御徒町台東中学校での教室における扇風機の落下の件についてご報告させていただきます。

この事案が起きたのが、先週の月曜日でございます。授業中に、天井に設置しております扇風機、教室は4階なのですが、その扇風機が授業中に落下したと。幸い、生徒等にけがはなかったということではございます。

その原因でございますが、扇風機を固定している土台と、扇風機本体をとめるビスが何らかの事情により欠損したということで、扇風機本体が落下したということでございます。

次に、私どもの方で御徒町台東中学校の他の扇風機、御徒町台東中学校には、扇風機はほかに17台あるのですが、すぐに緊急点検を実施し、それらについても対応するとともに、

ほかの学校、ほかの小・中・幼稚園・保育園、その他の学校・園についても緊急点検を行いまして、緊急点検については、既に済んでいるところでございます。

今後の落下の防止につきましては、ワイヤーロープ等を設置し、より安全を図っていくとともに、今までも定期点検は行ってきたところではございますが、扇風機を使用する前に改めて、定期的に点検を進めていこうというふうなことで考えているところでございます。

樋口委員 2点目ですけれども、小学校のブロック塀の、地震による倒壊によって、大切な人命が失われましたが、区内では、塀の管理というのはどのようになっているのでしょうか。

庶務課長 今、樋口委員からお話がありました、6月18日の月曜日に大阪地方で発生した地震によりまして、小学校のブロック塀が倒れて、小学4年生が下敷きになり、亡くなるという、非常に痛ましい事故がありました。

すぐに、区教育委員会といたしましては、区内の小中学校等の施設の図面等の点検、図面資料などにより、学校周辺の塀などの状況や、通学路の確認作業を行うとともに、その翌日、19日の校園長会におきまして、各小中学校長、幼稚園・保育園・こども園の園長先生方に学校周りの塀などの確認について、注意喚起をするとともに、通学路についても安全の指導の確認をお願いしたところでございます。

区施設全体の対応ということで、区内の小中学校を含む全ての区施設、260施設のブロック塀等の点検を実施した結果、6月28日の時点で、区施設で4カ所について、建築基準法の基準に不適合なブロック塀が確認されて、安全確保のための緊急な点検工事と修繕が必要だということがございまして、その内の4カ所のうちの1カ所が教育施設でございまして、桜橋中学校の墨田川の堤防沿いにあるブロック塀で、こちらのブロック塀が高さが2.3mございまして、建築基準法では2.2m以上は不適合ということでございますので、これについては、対策として、塀は近よらないという掲示等の安全対策をするとともに、早急に対象の壁を撤去し、安全なフェンス等への改修を進めていくということで、今進めているということでございます。

また、学校施設関係で申し上げますと、ほかに中学校はこの桜橋中学校のブロック塀1件でございましたが、小学校については6件ございました。

ただ、いずれの6件も、隣地との境界にあるブロック塀でございます。ですので、もちろん安全確保はしなければいけないのですが、通常、児童が近寄るところではもちろんないということとともに、隣地との関係もございまして、これについては慎重に、今、対応を進めているところでございます。

樋口委員 ぜひとも注意に注意を重ねて、倒れてから、事故が起きてからでは遅いので、ぜひともそれは注意喚起をお願いしたいと思います。

以上です。

末廣委員 その扇風機の事故ですが、もし生徒の頭に落っこちたら、大変な事故になっ

ていたと思うのですが、その扇風機はいつごろ設置して、メンテナンスはどのような規定で行ったのかなど、そういうものの決まりみたいなのはあるのですか。

庶務課長 当該の扇風機の設置時期については、およそ20年前だということで、学校の施設については、3年に1度定期点検を行っているところでございます。ただ、それは文科省等の規則に基づいて行っているものでございますが、扇風機については、必須科目にはいっていなかったということでございますが、定期的に学校の先生方、あるいは、私ども、職員のほうを含めまして点検を行っているところでございますが、なかなか今回の事案については確認することができなかったということでございますので、先ほどご説明させていただいたとおり、今後はやはり定期的に、およそ扇風機が使われるのが5月くらいからだと思われるので、その前に各学校のほうの定期点検を年度の初めに行っていきたいということで、対策を進めていきたいと思っています。

垣内委員 一つだけ質問してよろしいでしょうか。定期的な検査の中では、そういう、防災対策も含めて見ていただいているという理解でよろしいでしょうか。

庶務課長 委員からお話いただきましたとおり、そういったことも含めて、定期点検を進めているところでございます。また、今後ともその視点に立って、定期点検を進めていきたいと考えています。

高森委員 通学路の件で伺いたいのですが、危険度マップをつくっていたり、木密地域の火災予測マップなども出ていますが、学校単位で安全マップづくりというのに取り組んでいる学校があると聞いたことがあります。実際に台東区でも幾つかそういった活動を実施した学校もあるようですが、ぜひ子供たちに、学校を往復する通学路の危険度、安全な場所、危ない場所ということ子供たちに把握してもらえようような取り組みを、いま一度やってみてはどうかと思うのですが、現在、継続的にやっていらっしゃるのでしょうか。

指導課長 安全マップづくりは、不審者であるとか、犯罪に巻き込まれないようにというところが視点で始まりましたけれども、今ではやはり、通学上の交通量の多いところであるとか、ガードレールが切れているところであるとか、そういうようなところも含めてやっておりますので、やはり通行するに当たっての安全上の視点も含めて、現在は作成しているところです。

高森委員 各校で取り組んでいるのですか。

指導課長 安全マップという形で作成している学校が全校ではありませんが、1・2年生の街探検という学習の中では、大体どこの学校でも、ここがこうなって危ないということは学習しています。

樋口委員 お寺などでは石が積んであるだけの塀があったりしますので、それもやっぱり、ちょっと怖いところなので、子供たちにその辺は地震のときには真ん中を歩くとか、教えるべきところはたくさんありますよね。

矢下教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午前11時11分 閉会